

## 新計画 骨子案

### 笑顔にこにこ しもつけっ子プラン

～みんなで楽しく！ とともに地域の宝を育てるために～

(A案を暫定表示)

平成26年8月  
下野市



# も く じ

---

## 第1章 計画策定にあたって

### 第1節 計画策定の背景

### 第2節 計画の期間

### 第3節 計画の法的根拠

## 第2章 下野市の子ども・子育てを取り巻く現状

### 第1節 統計による現状

### 第2節 教育・保育事業等の実施状況

### 第3節 アンケート調査結果の概要

### 第4節 下野市次世代育成支援後期行動計画の達成状況

## 第3章 計画の基本理念及び施策の展開

### 第1節 子ども・子育ての基本理念

### 第2節 基本的視点

### 第3節 施策の体系

## 第4章 子ども・子育て支援事業計画【必須記載事項】

### 第1節 子ども・子育て支援事業計画とは

### 第2節 教育・保育の提供区域の設定

### 第3節 学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容 及び実施時期

### 第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制 の確保の内容及び実施時期

## 第5章 基本施策の展開【任意記載事項】

## 第6章 推進体制

### 第1節 計画の推進に向けて



# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景

わが国では近年、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢の変化等に伴い、急速な少子化が進行しています。また、世帯の少人数化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てへの不安感や孤立感を抱いている子育て家庭が多くなってきています。

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝であり、これからのまちをつくる貴重な存在です。少子化が加速することは、人口構造に不均等をもたらし、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に深刻な影響を与えるものとして懸念されています。そのため、安心して子どもを生み育てられるとともに、子ども自身が安心して健やかに育っていけるよう、社会全体で子育てを支えていくことが重要となっています。

こうした状況の中、国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援推進対策法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。しかし、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。その後、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この3法に基づいた平成27年度から施行される新たな子育て支援の仕組み、「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会の構築に向け、(1)質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2)保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3)地域の子ども・子育て支援の充実、をめざすこととなっています。

下野市（以下、「本市」という。）においては、平成21年度に「下野市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、「子どもたちが笑顔で心豊かに育つ安心子育てのまちづくり」の基本理念のもと、市民、地域、行政による子育て環境の整備に取り組んできました。

「〇〇プラン」（以下、「本計画」という。）は、「下野市次世代育成支援後期行動計画」が期間満了を迎えるにあたり、国の新たな制度への対応を図るだけでなく、近年の子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備するための指針として策定するものです。

資料として、年表を掲載します

## 第2節 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

なお、国や栃木県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



## 第3節 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけます。

また、本計画は、次世代育成支援法に基づく「下野市次世代育成支援行動計画」及び「市町村における母子保健計画策定指針」に基づく「母子保健計画」を兼ねるとともに、上位計画である「下野市総合計画」や「下野市地域福祉計画」、「下野市障がい者福祉計画」、「シェアリング（わかちあい）しもつけー下野市男女共同参画プランナー」等、さらに平成26年4月に施行された自治基本条例を含め、関連する他計画等との整合、連携を図ります。

## 第2章

# 下野市の子ども・子育てを取り巻く現状

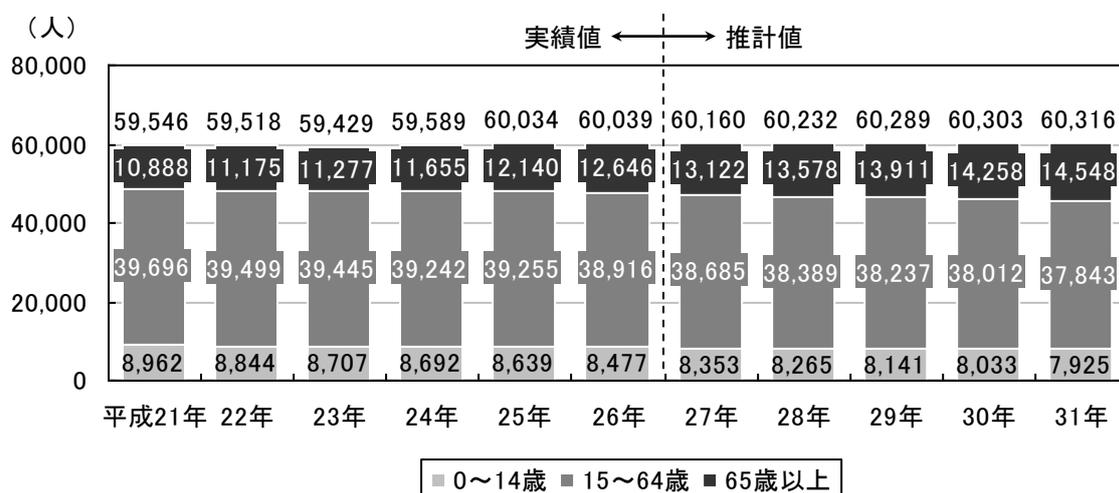
### 第1節 統計による現状

#### (1) 総人口・年齢階層別の人口

本市の総人口は微増傾向にあり、平成26年時点で60,039人となっています。今後もこの傾向は続くことが見込まれ、平成31年には280人程度増加するものと予測されます。

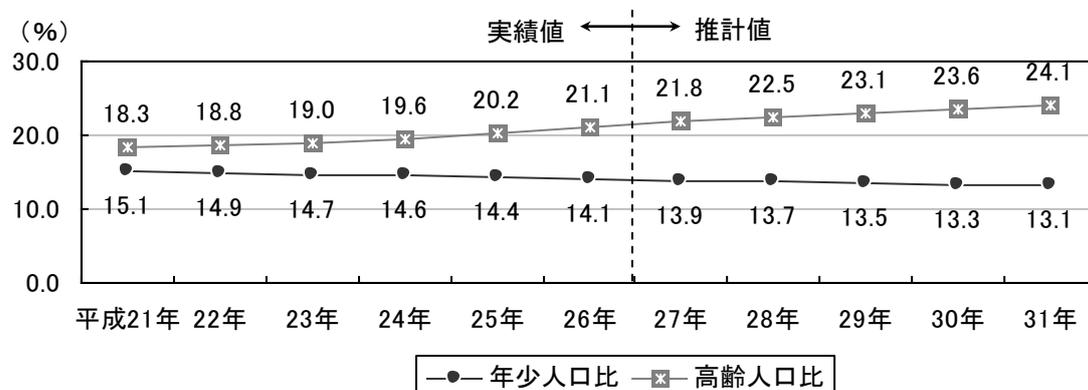
年齢階層別にみると、65歳以上人口は増加しているのに対し、0～14歳及び15～64歳人口は減少しており、今後もこの傾向は続くことが見込まれます。特に、0～14歳は平成26年から平成31年にかけて約550人減少するものと予測されます。

#### ■総人口・年齢階層別の推移と推計



年少人口比と高齢人口比については、高齢人口比は今後も増加を続け、平成31年には4人に1人が高齢者になることが見込まれるのに対し、年少人口比は平成21年から平成31年で2ポイント減少することが予測されます。

#### ■年少人口比と高齢人口比の推移と推計

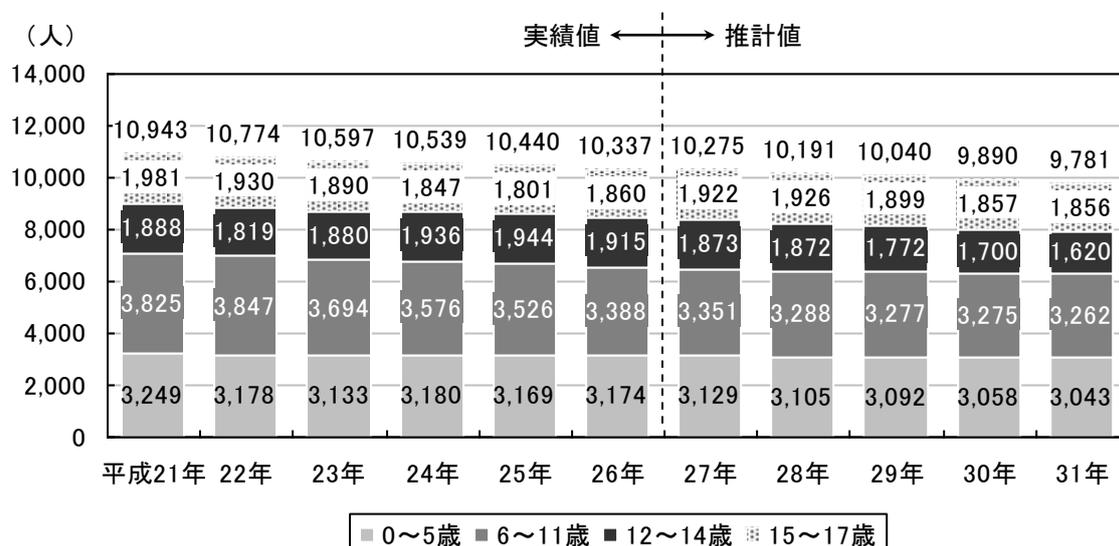


資料：平成21～26年は住民基本台帳人口（各年3月末）、平成27～31年はコーホート要因法による推計値  
 ※平成21～24年については、住基法改正前のデータのため、外国人住民の数は平成25年3月末現在の外国人人口の性別、1歳階級別の構成比を乗じ、算出しました。

## (2) 子どもの人口の推移と推計

本市の子どもの人口（18歳未満）は緩やかに減少しており、平成26年時点で10,337人となっています。今後もこの傾向は続くことが見込まれており、平成30年には10,000人を割り込むことが予測されます。

### ■子どもの人口の推移と推計

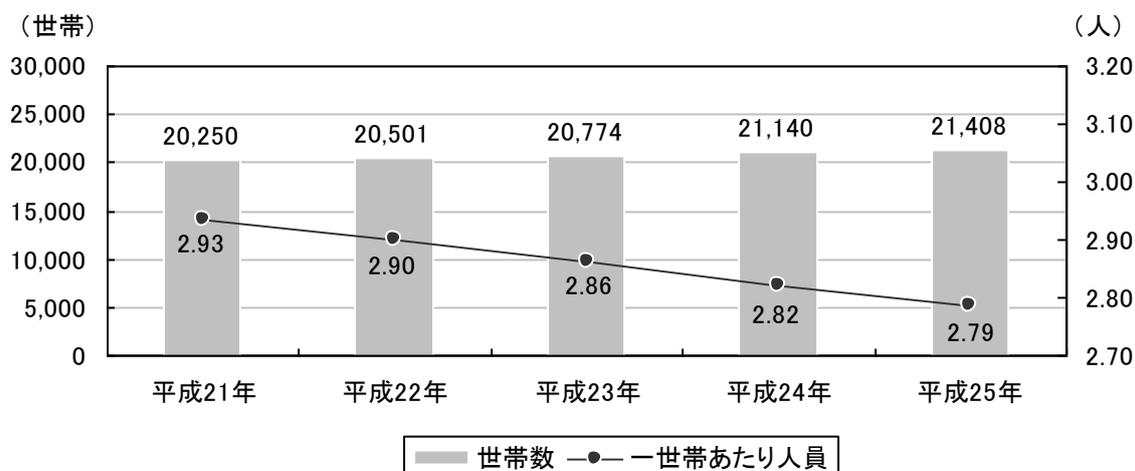


資料：平成21～26年は住民基本台帳人口（各年3月末）、平成27～31年はコーホート要因法による推計値  
 ※平成21～24年については、住基法改正前のデータのため、外国人住民の数は平成25年3月末現在の外国人人口の性別、1歳階級別の構成比を乗じ、算出しました。

## (3) 世帯の状況

本市の世帯数は増加傾向にあり、平成21年から平成25年で1,158世帯増加しています。一方で、一世帯あたり人員は減少しており、平成21年の2.93人から平成25年には2.79人となっています。

### ■世帯・一世帯あたり人員の推移

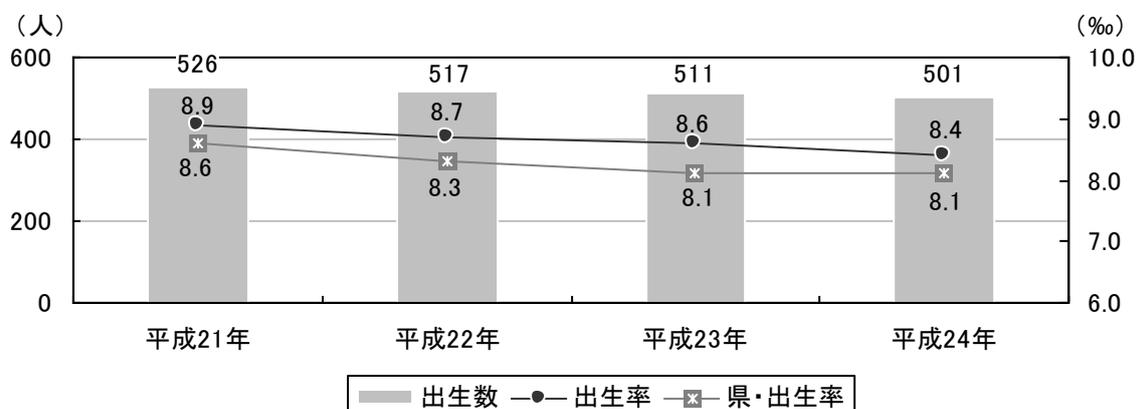


資料：報告書「平成25年栃木県の人口」（各年10月1日現在）

#### (4) 出生の状況

本市の出生数は減少傾向にあり、平成 24 年時点で 501 人となっています。また、出生率についても、年々減少しているものの、県の出生率よりも上回って推移していることがわかります。

##### ■出生数及び出生率の推移



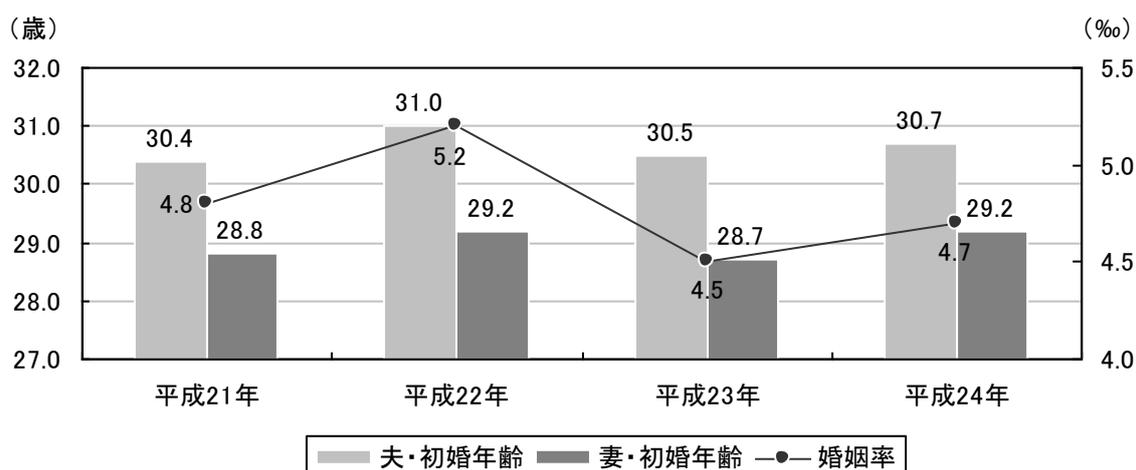
資料：栃木県保健統計年報(各年 12 月末現在)

#### (5) 婚姻の状況

本市の婚姻率は、増減を繰り返して推移しており、平成 24 年時点で人口千人あたりの割合が 4.7 となっています。

また、夫・妻の初婚年齢をみると、夫はおおむね 30 歳、妻はおおむね 29 歳で推移しています。

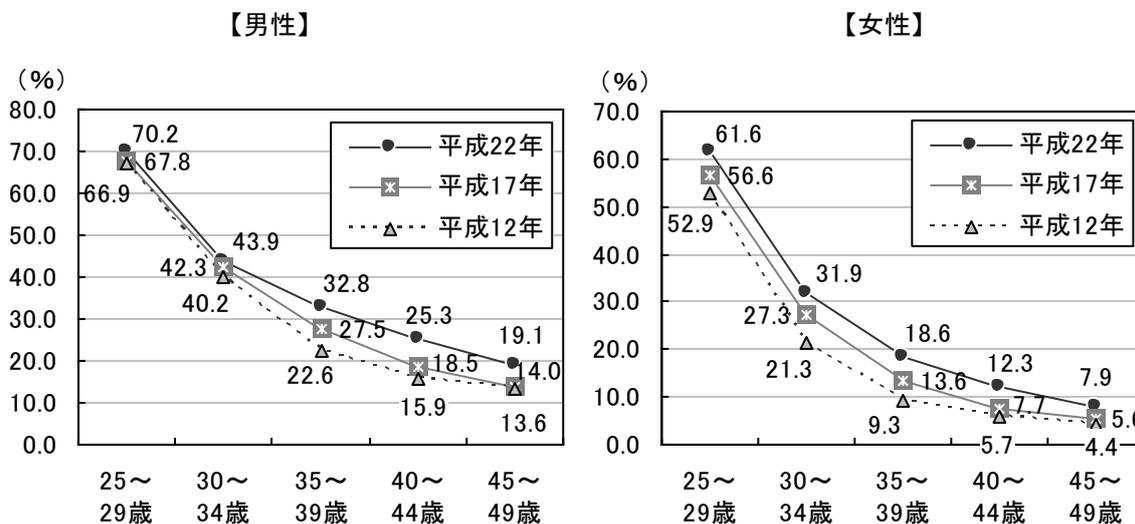
##### ■婚姻率及び夫・妻の初婚年齢の推移



資料：栃木県保健統計年報(各年 12 月末現在)

5歳階級別の未婚率の推移をみると、平成12年から平成22年の10年間で、男性は30歳代後半から40歳代前半で、女性は20歳代後半から30歳代で、10ポイント前後上昇しています。

■5歳階級別の未婚率の推移

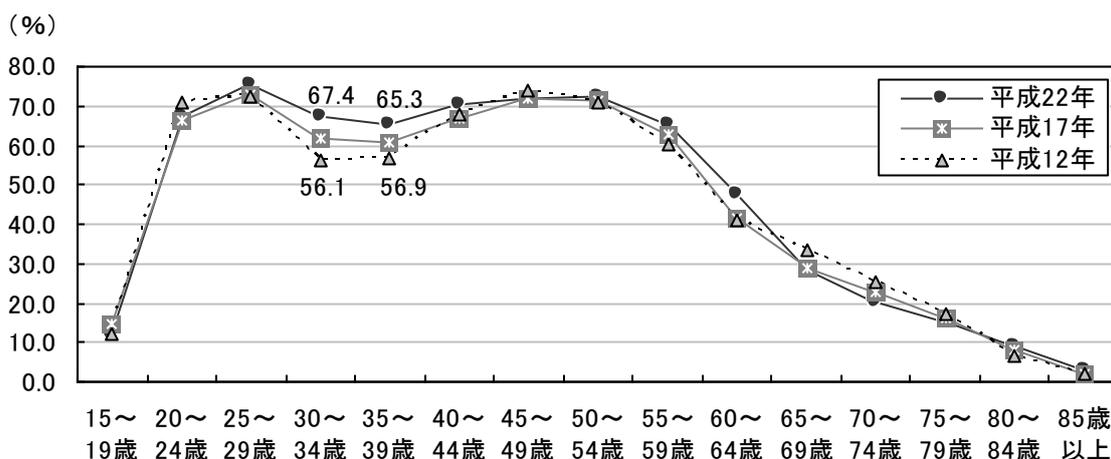


資料：国勢調査(平成12年と平成17年は、旧3町の合算値)

(6) 女性の就労の状況

本市の女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合)は、全国的な傾向と同様、結婚・出産期にあたる30歳代で一旦低下し、40歳代以降再び上昇するM字カーブを描いています。しかし、この10年間でM字の谷の部分の部分が浅くなっています。

■5歳階級別の女性の労働力率の推移



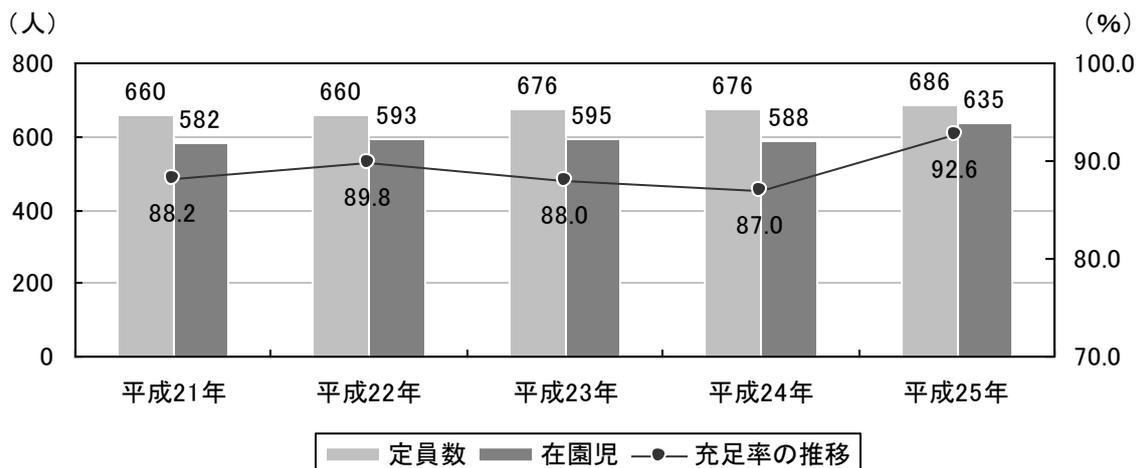
資料：国勢調査(平成12年と平成17年は、旧3町の合算値)

## 第2節 教育・保育事業等の実施状況

### (1) 認可保育園

平成25年時点で認可保育園は10園（公立5園、私立5園）で、在園児数は635人となっており、年々増加しています。また、定員に占める園児数の割合を示す充足率も、在園児の増加に伴い、上昇しています。

#### ■在園児数・充足率等の推移



#### ■認可保育園の保育体制

	施設名	定員	受入年齢	開園時間	一時預かり	病後児保育	障がい児保育
公立	グリム保育園	150	生後5か月～	7～19時	○		※
	薬師寺保育園	60	生後5か月～	7～19時	○		※
	吉田保育園	60	生後5か月～	7～19時			※
	こがねい保育園	90	生後2か月～	7～19時			※
	しば保育園	80	生後2か月～	7～19時			※
私立	わかくさ保育園	60	生後2か月～	7～20時			※
	あおば保育園	60	生後2か月～2歳	7～20時	○		※
	わかば保育園	60	生後2か月～	7～20時	○		※
	★むつみ保育園	30	生後2か月～2歳	7～20時	○	○	※
	★第二愛泉保育園	36	生後2か月～	7～20時	○		※

#### ★認定こども園

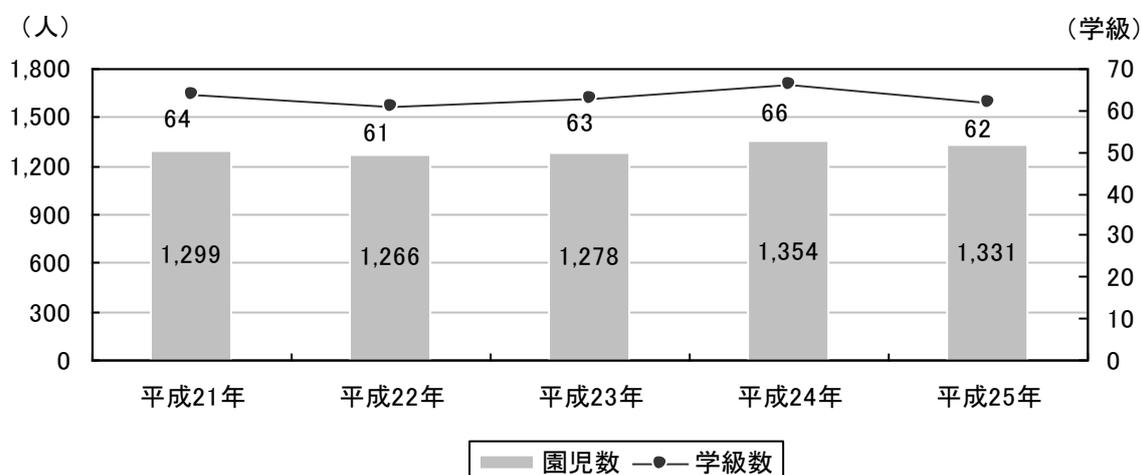
※要相談（障がい児保育は、集団保育が可能な場合に限り、相談のうえお預かりします。）

資料:こども福祉課

## (2) 幼稚園

本市には私立幼稚園が7園あり、平成25年時点の園児数は1,331人で、多少の増減をしながら1,300人程度で推移しています。

### ■園児数・学級数の推移



### ■幼稚園の実施状況

施設名	定員	通常保育時間	預かり保育	未満児保育	学童保育
石橋幼稚園	140	9～15時	○	○	—
野ばら幼稚園	280	9～15時	○	○	○※
薬師寺幼稚園	350	9～14時	○	○	○
第二薬師寺幼稚園	210	9～14時	○	○	○
愛泉幼稚園	210	9～14時	○	○	—
第二愛泉幼稚園	210	8～14時	○	○	○
むつみ愛泉幼稚園	175	8～14時半	○	○	○

※ 土曜日及び長期休業のみ

資料:こども福祉課

## (3) 認可外保育施設

認可外保育施設については、平成25年時点で、4施設が県に届出をしています。

### ■認可外保育施設の実施状況

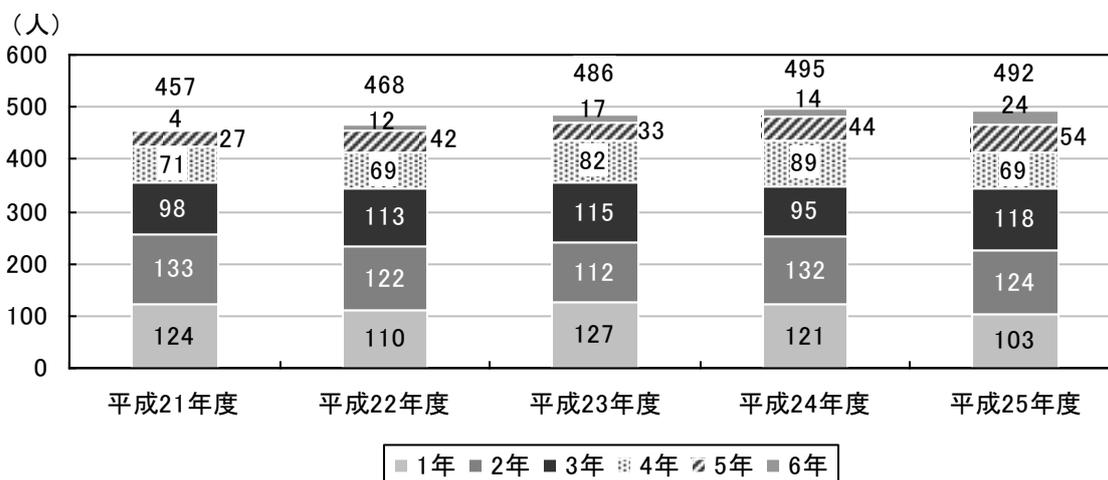
施設名	定員	受入年齢
ベビーケアホームアイセン	35	生後2か月～
ひなぎく保育園	10	生後2か月～
家庭保育園はんず園	18	生後2か月～
チャイルド	60	2歳児

資料:こども福祉課

#### (4) 放課後児童クラブ（公立学童保育）

放課後児童クラブの在籍者数は、平成 25 年度でやや減少しているものの、おおむね増加傾向となっています。特に、小学 1～2 年生の利用が多く、また近年では小学 5～6 年生の在籍者数が伸びています。

##### ■放課後児童クラブの在籍者数の推移



##### ■学童保育室の実施状況

地区名	施設名	学校名	土曜日※
南河内	南河内児童館学童保育室	祇園小	○
	薬師寺小学校学童保育室	薬師寺小	
	吉田東小学校学童保育室	吉田東小・吉田西小	
	緑小学校学童保育室	緑小	
国分寺	国分寺東児童館学童保育室	国分寺東小	
	国分寺駅西児童館学童保育室	国分寺小	○
	国分寺小学校学童保育室	国分寺小	
	国分寺姿西児童館学童保育室	国分寺西小	
石橋	石橋小学校学童保育室（第1）	石橋小	
	石橋小学校学童保育室（第2）	細谷小	
	古山小学校学童保育室（第1）	古山小	○
	古山小学校学童保育室（第2）	古山小	
	石橋北小学校学童保育室	石橋北小	

※ 土曜日は各地区1箇所を実施しています

資料:こども福祉課

## (5) 子育て支援事業

### ①ファミリー・サポート・センター

「子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）」と「子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）」が会員となって、互いに助けたり、助けられたりしながら会員相互による育児の援助活動を行う組織で、平成23年6月から開始された事業です。

主な活動内容は、子どもの習い事等への送迎や保育園・幼稚園・学童への送迎及び預かりとなっています。

#### ■ファミリー・サポート・センター実施状況

	提供会員	依頼会員	活動件数
平成24年度	60人	80人	854件
平成25年度	65人	100人	986件

資料:こども福祉課

### ②延長保育

保育園に入園している方の通常保育時間（18時まで）を超えてお子さんをお預かりする事業です（公立は19時まで、私立は20時まで）。平成25年4月1日時点で、10箇所を実施しています。

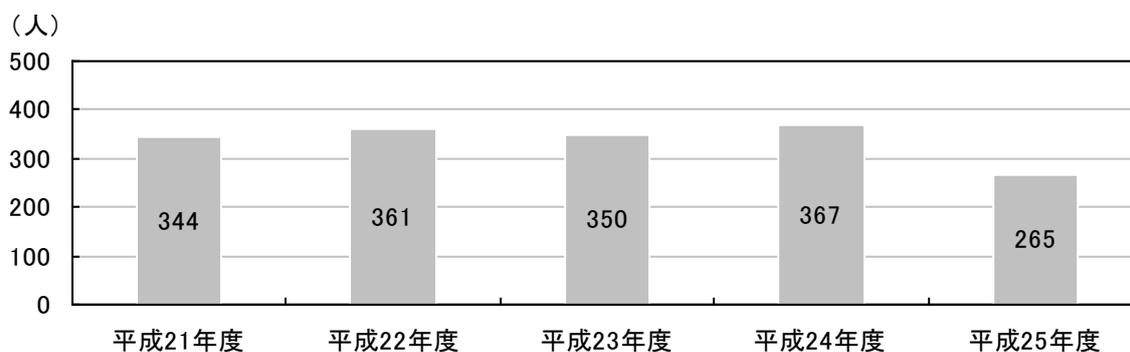
### ③一時預かり

冠婚葬祭や通院、リフレッシュ等のために、保育園や幼稚園でお子さんをお預かりする事業です。平成26年4月1日時点で、保育園では6園（公立2園、私立4園）で1日または時間単位で預かり、幼稚園では7園で月極めや1日単位の預かりを実施しています。

### ④病後児保育

保育園や幼稚園等に通っているが、病気の回復期なので集団保育をさせられないというお子さんを一時間単位でお預かりする事業です。市内では病後児保育を3箇所、体調不良児対応型を2箇所を実施しています。

#### ■病後児保育の実施状況(2箇所の延べ利用者数)



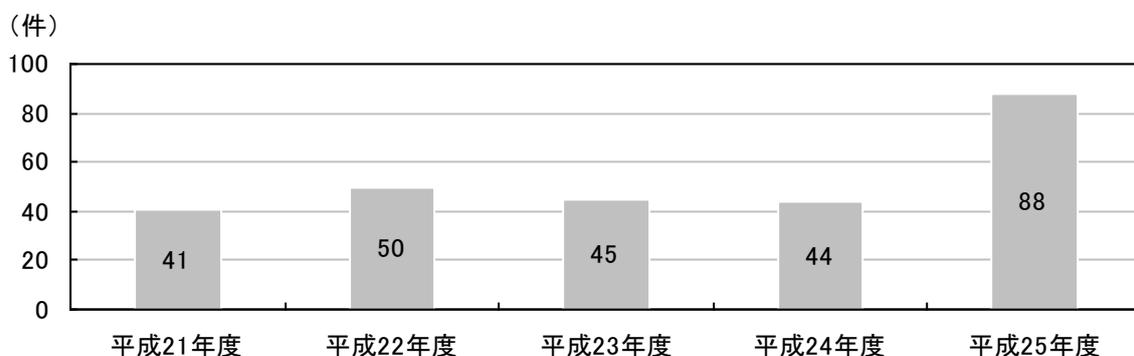
資料:こども福祉課

## (6) 要保護児童等の状況

### ①虐待に関する状況

虐待に関する相談件数の推移をみると、近年40～50件前後で横ばいとなっていたものの、平成25年度には88件と急増しています。

#### ■虐待に関する相談件数の推移

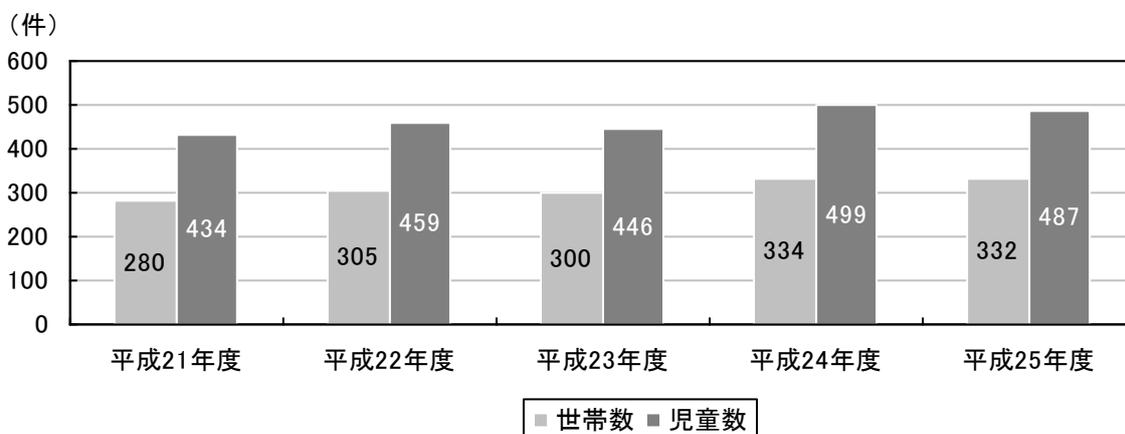


資料:こども福祉課

### ②ひとり親家庭に関する状況

児童扶養手当受給の世帯数及び児童数の推移をみると、ともに増減を繰り返しながら、緩やかな増加傾向を示しています。

#### ■児童扶養手当受給の世帯数及び児童数の推移



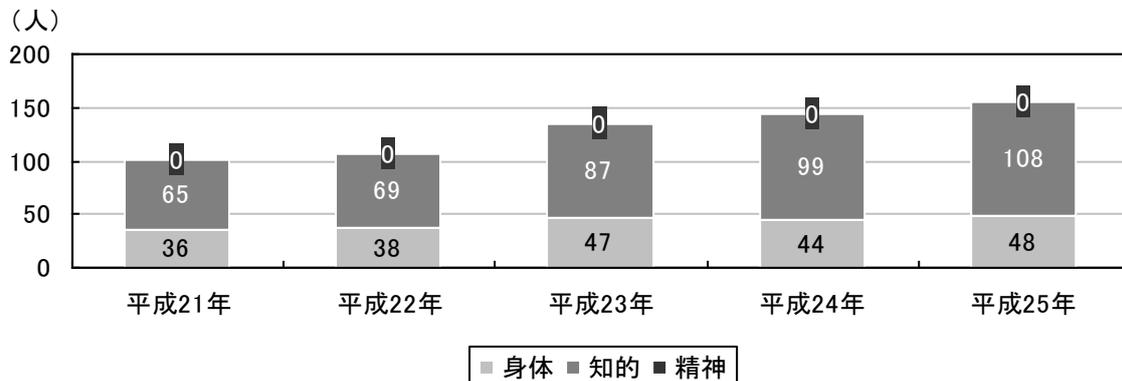
※ 平成22年度末からは父子家庭も対象

資料:こども福祉課(各年度3月末時点)

### ③障がいのある児童に関する状況

障がいのある児童の状況についてみると、精神障害者保健福祉手帳の所持者はいないものの、障害者手帳所持者全体の数はこの5年で増加傾向を示しています。特に、療育手帳（知的）の所持者は、平成21年の65人から平成26年には108人に増加しており、約1.7倍増となっています。

#### ■18歳未満の各障害者手帳所持者の推移

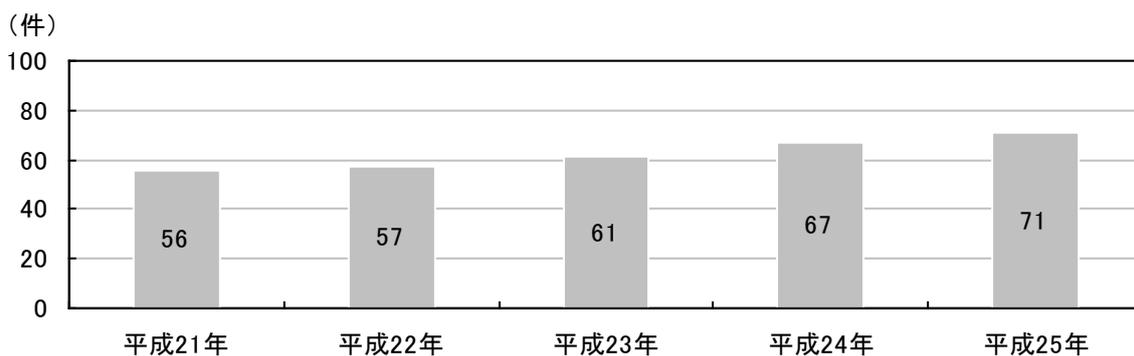


資料：各障害者手帳交付台帳(社会福祉課)

小児慢性特定疾患は、その治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となるため、これを放置すると児童の健全な育成を阻害することとなることから、18歳未満（一部20歳まで）の児童を対象に、対象疾患の治療に係る医療費について、医療保険の自己負担分を公費で助成する制度のことであります。現在、11疾患群、514疾患が対象となっています。

本市の小児慢性特定疾患患者については、平成25年時点で71人となっており、この5年で増加傾向を示しています。

#### ■小児慢性特定疾患の推移



資料：特定疾患患者福祉手当受給者台帳(社会福祉課)

### 第3節 アンケート調査結果の概要

本計画の策定にあたり、子育て中の保護者の生活実態や意見・要望などを把握するため、就学前児童（0～5歳）及び小学生児童（6～11歳）の保護者を対象に、「子育て支援ニーズ調査」（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました。（回収率は、就学前児童 67.9%、小学生児童 97.2%）以下に、主な結果を示します。

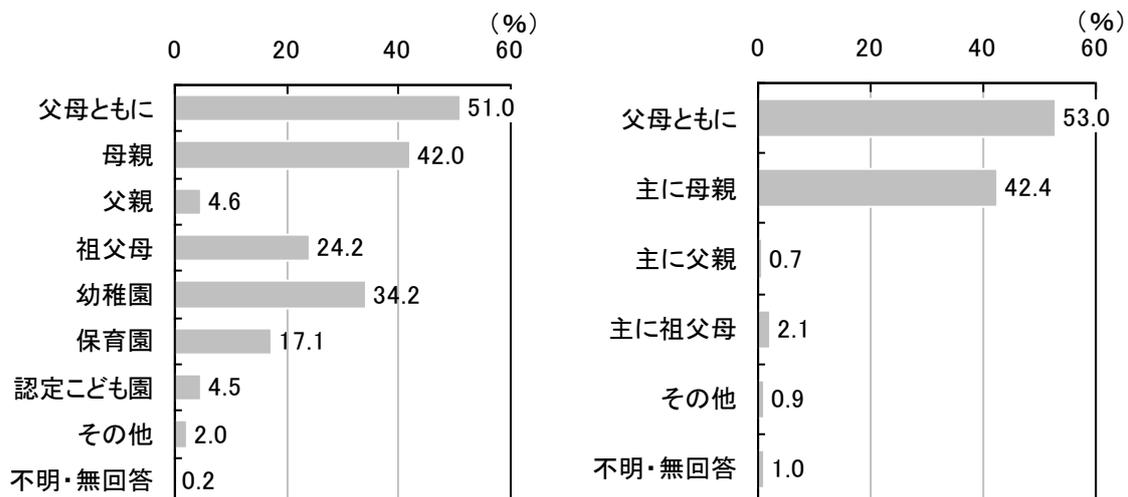
#### （1）子育てをしている方について

子育てに日常的に関わっている方／主に子育てを行っている方については、就学前保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」が最も高く、次いで「(主に) 母親」となっています。また、就学前保護者では、「幼稚園」や「祖父母」の割合も高くなっています。

#### ■子育てに日常的に関わっている方／主に子育てを行っている方

【子育てに日常的に関わっている方(就学前)】

【主に子育てを行っている方(小学生)】

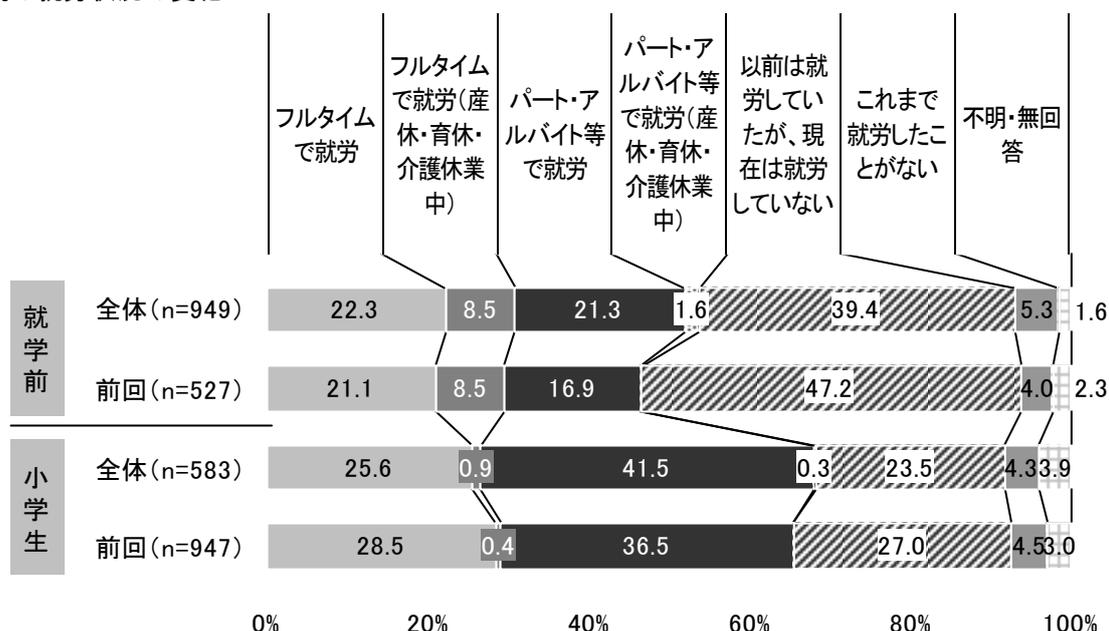


## (2) 保護者の就労状況

母親の就労状況については、就学前保護者は「以前は就労していたが、現在は就労していない」、小学生保護者では「パート・アルバイト等で就労」が最も高くなっています。しかし、就学前保護者では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が減少し、「パート・アルバイト等で就労」に増加の傾向がみられます。

また、1日あたりの保護者の就労時間を見ると、就学前保護者、小学生保護者ともに、父親は「10時間以上」、母親は「8時間」が最も高く、父親が長時間労働に携わっている状況がうかがえます。

### ■母親の就労状況の変化



### ■保護者の1日あたりの就労時間(網掛けは最大値)

単位:%	就学前		小学生	
	父親	母親	父親	母親
1時間	0.1	0.4	0.6	0.8
2時間	0.0	0.6	0.2	0.8
3時間	0.1	3.3	0.0	2.3
4時間	0.0	8.4	0.0	14.3
5時間	0.3	9.2	0.4	17.3
6時間	0.6	13.1	0.6	13.6
7時間	0.8	10.8	0.8	10.3
8時間	24.1	32.4	26.7	25.9
9時間	10.4	8.2	10.2	6.8
10時間以上	58.6	12.0	52.9	6.5
不明・無回答	4.9	1.6	7.7	1.5

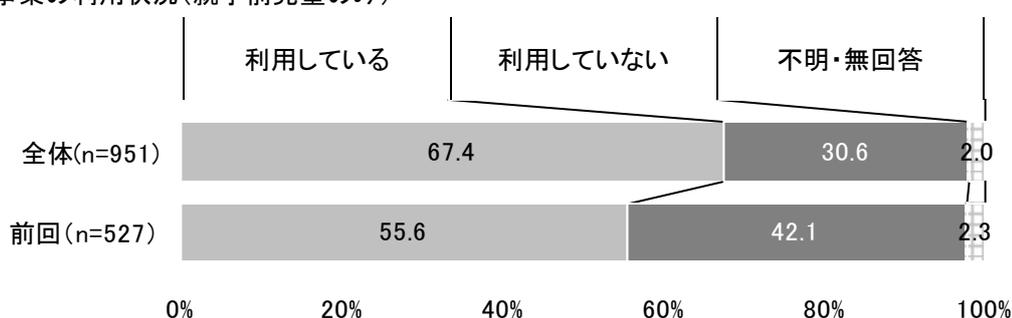
### (3) 保育・教育事業の利用について

教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が7割弱を占め、「利用していない」を上回っています。5年前に実施した調査と比較すると、「利用している」が10ポイント以上増加していることがわかります。

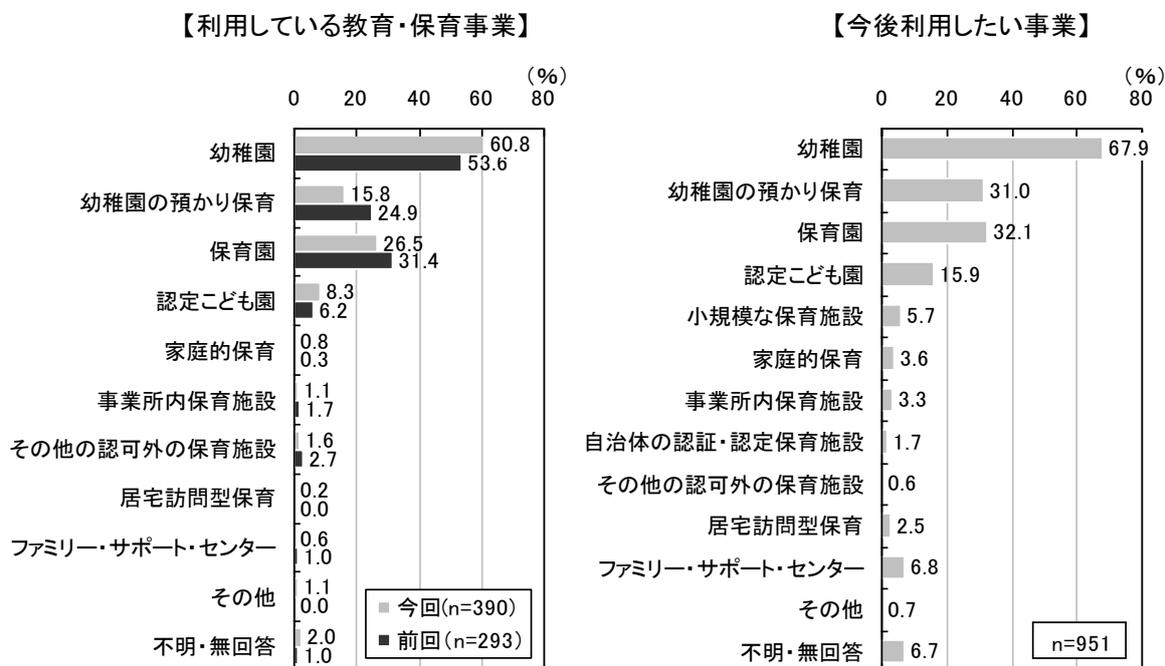
利用している教育・保育事業は、「幼稚園」が最も高く、次いで「保育園」、「幼稚園の預かり保育」となっています。特に、「幼稚園」は前回調査時点よりも約7ポイント増加しています。

また、今後利用したい事業については、現在利用している事業と同様、「幼稚園」が7割弱と最も高くなっています。

#### ■教育・保育事業の利用状況(就学前児童のみ)



#### ■利用している教育・保育事業／今後利用したい事業



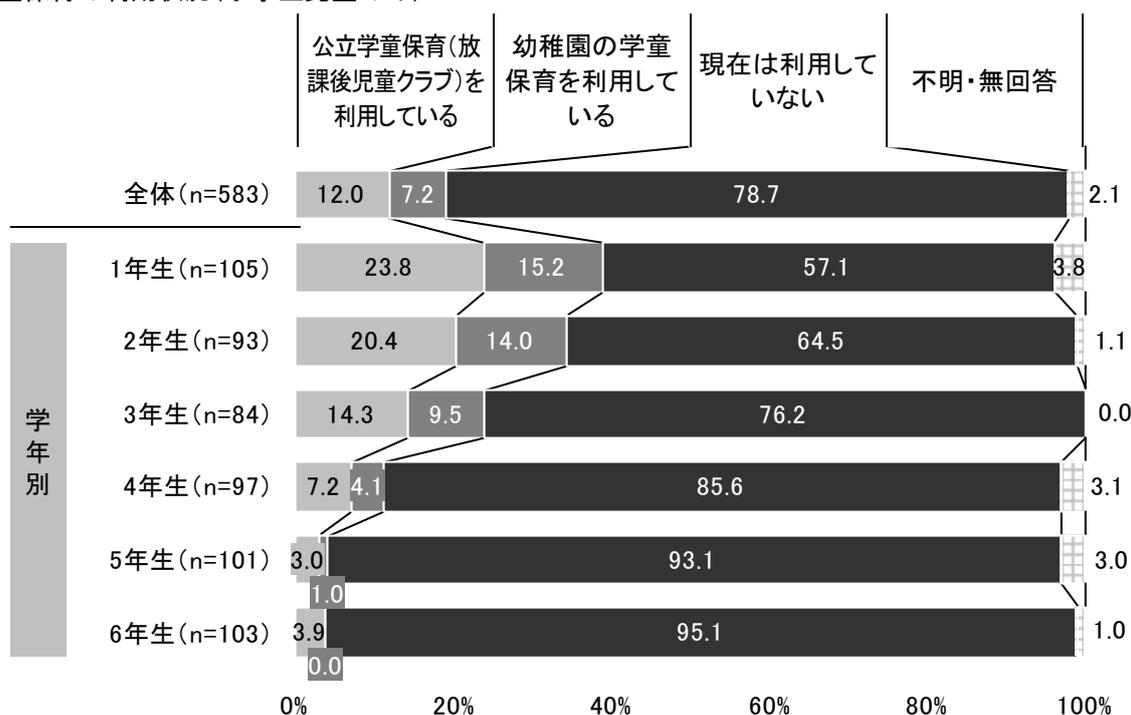
#### (4) 学童保育について

学童保育の利用状況については、「現在は利用していない」が8割弱を占めています。

子どもの学年別にみると、「公立学童保育（放課後児童クラブ）を利用している」、「幼稚園の学童保育を利用している」とともに、高学年になるほど利用割合が減少しています。

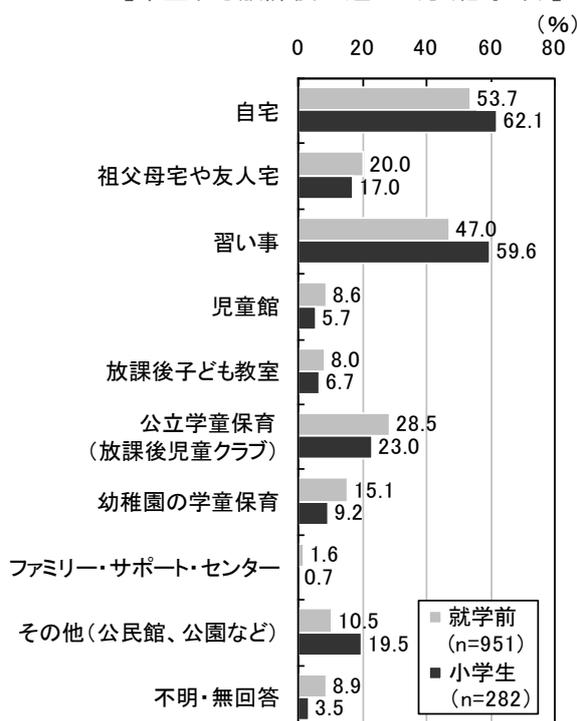
また、小学校入学後の希望する放課後の過ごし方としては、低学年・高学年ともに「自宅」や「習い事」が多くなっています。

■学童保育の利用状況(小学生児童のみ)

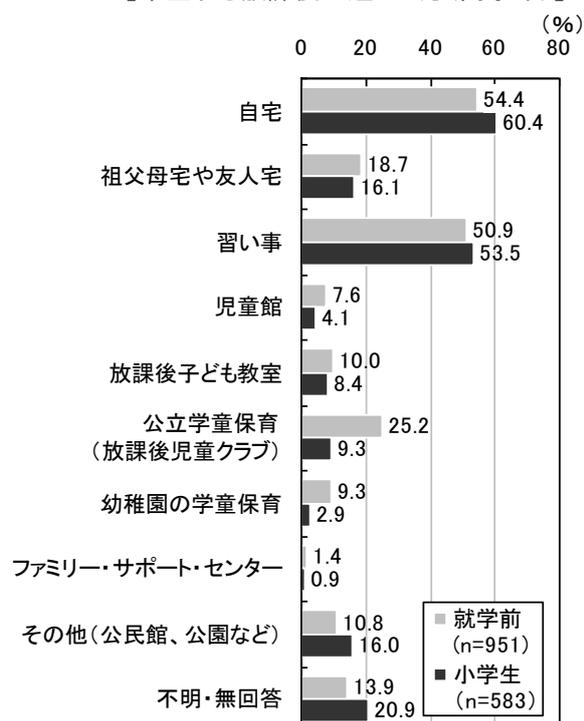


■希望する放課後の過ごし方

【希望する放課後の過ごし方(低学年)】



【希望する放課後の過ごし方(高学年)】

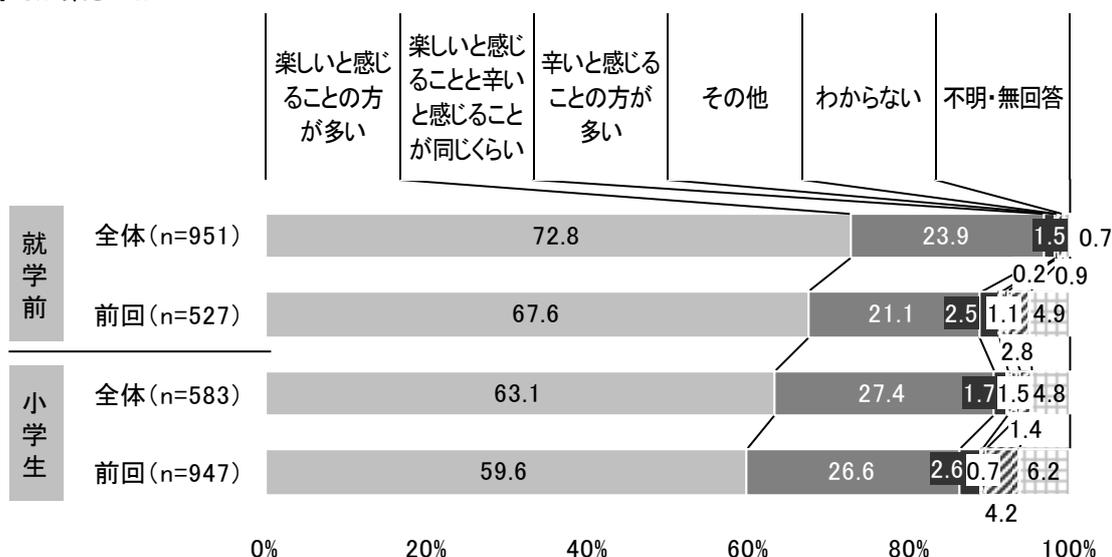


## (5) 子育て全般について

子育てを楽しんでいるかについては、就学前保護者・小学生保護者ともに「楽しいと感じることの方が多い」が最も高く、5年前よりもそのように感じる人が増えていることがわかります。就学前保護者と小学生保護者を比較すると、就学前保護者の方が約10ポイント「楽しいと感じることの方が多い」と回答した人が多くなっています。

また、子育ての感じ方別にみた有効な子育て支援・対策については、小学生保護者では「仕事と家庭生活の両立」がいずれの感じ方の場合でも第一位となっているのに対し、就学前保護者では子育ての感じ方によって、求める支援や対策が異なることがわかります。

### ■子育てが楽しいか



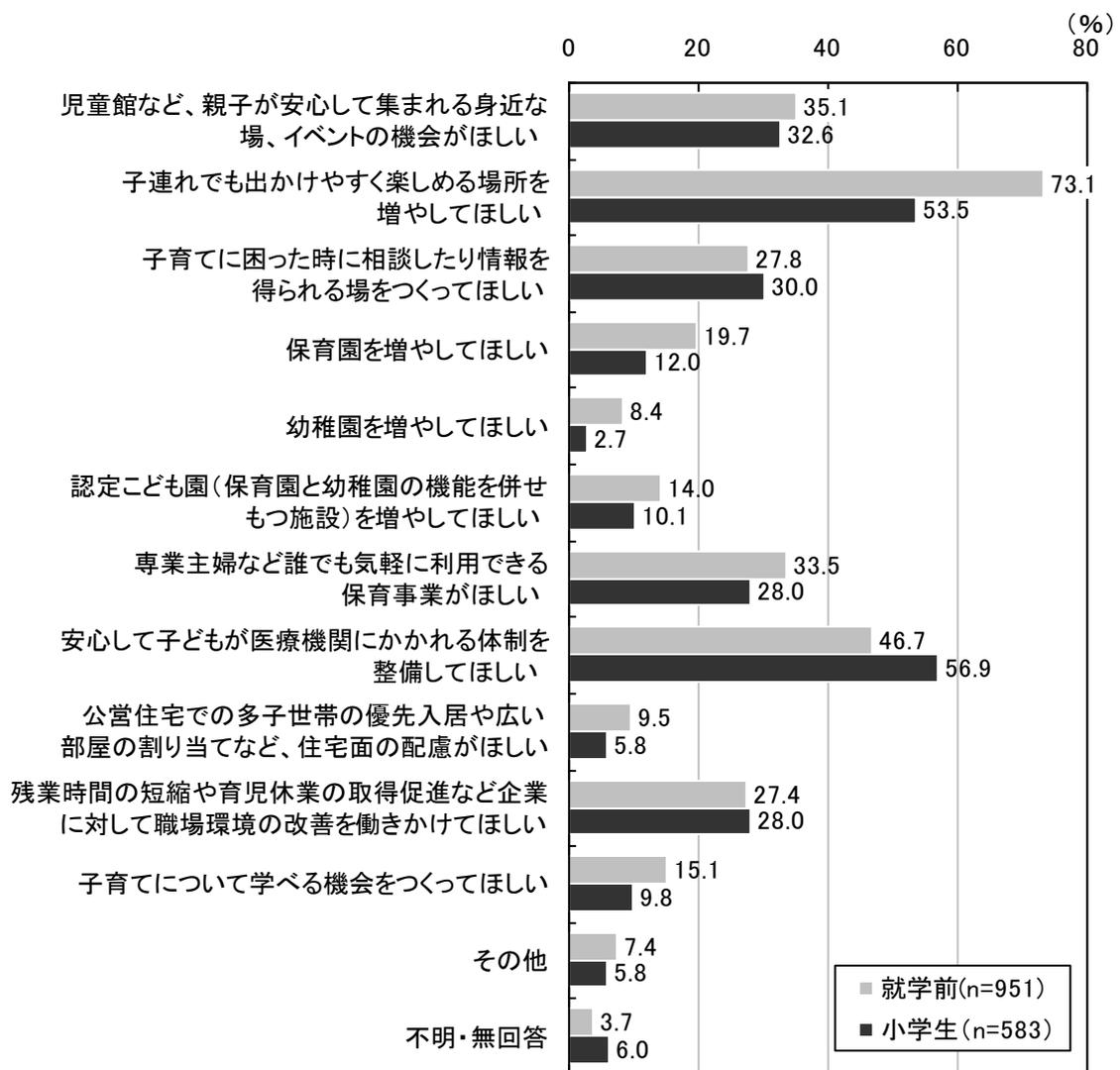
### ■子育ての感じ方別 有効な子育て支援・対策(上位3項目)

	就学前保護者			小学生保護者		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
楽しいと感じることの方が多い	地域における子育て支援の充実 45.2%	仕事と家庭生活の両立 40.3%	保育事業の充実 37.7%	仕事と家庭生活の両立 37.8%	地域における子育て支援の充実 35.1%	子どもの教育環境の充実 32.1%
楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい	仕事と家庭生活の両立 45.4%	地域における子育て支援の充実 39.2%	保育事業の充実 30.0%	仕事と家庭生活の両立 47.5%	子育てしやすい居住環境の充実 31.9%	
辛いと感じることの方が多い	保育事業の充実 57.1%	仕事と家庭生活の両立 42.9%	地域における子育て支援の充実 35.7%	仕事と家庭生活の両立 60.0%	子育てしやすい居住環境の充実 30.0%	子どもの教育環境の充実 30.0%

子どもを安心して産み育てられる環境をつくるために、市に期待することについては、就学前保護者では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が73.1%と最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」となっています。

また、小学生保護者では「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が56.9%と最も高く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」となっており、就学前保護者・小学生保護者ともに、医療機関の体制整備や遊び場・交流の機会や場の確保などが求められていることがうかがえます。

■子どもを安心して産み育てられる環境をつくるために、市に期待すること



## 第4節 下野市次世代育成支援後期行動計画の達成状況

下野市次世代育成支援後期行動計画の計画期間中の達成状況について、基本施策ごとに進捗の把握及び評価を行いました。以下に、結果の概要を示します。

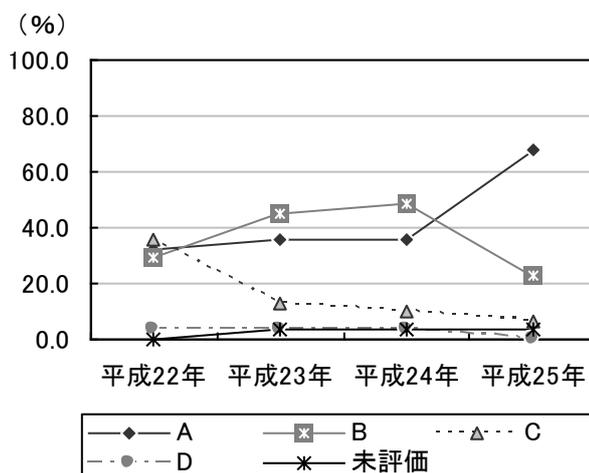
### 【達成の評価基準】

- A: 目標を達成した施策・事業(目標が「継続」で十分に事業実施ができた施策・事業も含む)
- B: 目標に向けて向上した、継続できた施策・事業(実施に向け計画を作成した、または作成中の施策・事業を含む。目標が「継続」で現状と同程度の実績を維持できた(または、ある程度向上)等の施策・事業を含む)
- C: 現状維持の施策・事業(未着手、実施に向け具体的な計画はないが検討した施策・事業を含む)
- D: 前年度に比べ低下または後退した施策・事業
- 未評価: 終了している事業

### (1) 地域における子育ての支援

「地域における子育ての支援」に関する施策・事業の実施状況をみると、平成22年時点ではA・B・C評価が3割程度となっていました。平成25年にはA評価の施策・事業が増えていることがわかります。

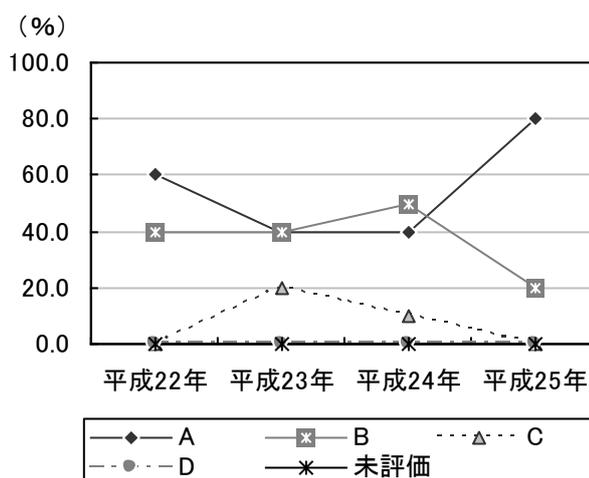
特に、「身近な子育て相談体制の充実」や「体調不良児対応型(保育園)」、「一時預かり事業(育児ママリフレッシュ事業)」、「地域子育て支援拠点事業」などは、市民のニーズなどを取り入れながら、取り組みの充実や利用者の増加が図られています。



## (2) 援護を必要とする子育て家庭への支援

「援護を必要とする子育て家庭への支援」に関する施策・事業の実施状況をみると、B・C評価は減少しているのに対し、A評価は増加し、平成25年は8割となっています。

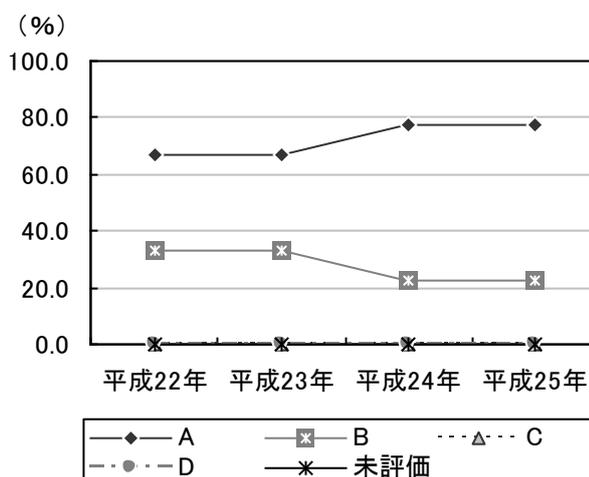
要保護児童やひとり親家庭への支援に関する取り組みは、さまざまな関係機関との連携のもとで進めるものが多くなっているものの、体制を整備することで着実な推進がみられます。また、障がいのある子どもへの支援については、相談体制や日中活動の場の整備などを中心に、事業の充実が図られています。



## (3) 母子保健医療対策の充実

「母子保健医療対策の充実」に関する施策・事業の実施状況をみると、計画期間中、すべての施策・事業がAまたはB評価であることがわかります。

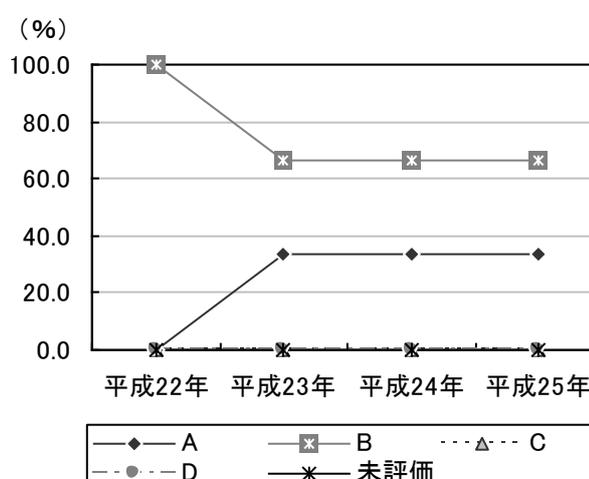
特に「5歳児健康相談」は市内通園児の受診が100%を達成、また「思春期相談・教育の充実」は思春期出前講座の実施対象校が拡大するなど、評価の向上がみられています。



## (4) 職業生活と家庭生活との両立の推進

「職業生活と家庭生活との両立の推進」に関する施策・事業の実施状況をみると、すべての施策・事業がAまたはB評価となっているものの、他の基本施策に比べ、A評価よりもB評価が多くなっています。

「企業への意識啓発」や「企業における両立支援」、「再雇用特別措置の周知」など、企業に対する取り組みを中心にB評価となっており、企業へのアプローチの難しさがうかがえます。一方で、「地域における両立支援」や「父親の育児参加促進」はA評価となっています。

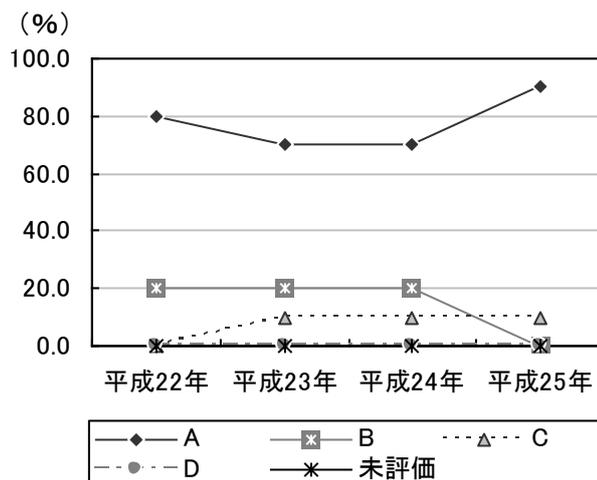


## (5) 教育環境の整備

「教育環境の整備」に関する施策・事業の実施状況をみると、おおむねすべての施策・事業がA評価となっており、平成25年は8割を超えています。しかし、平成23年以降ではC評価となっている施策・事業もみられています。

平成24年以降、A評価となっている取り組みは「家庭教育学級」や「家庭教育オピニオンリーダー」で、地域

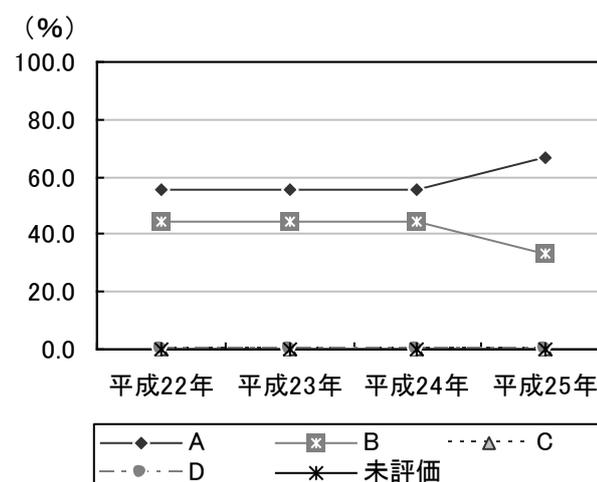
での子育て支援活動の推進に向けた体制が整えられつつあることがわかります。一方で、C評価は「子育てサポーターの養成・配置」となっており、整備した体制を維持していくための人材育成をさらに推進する必要があります。



## (6) 子育てしやすい生活環境の整備

「子育てしやすい生活環境の整備」に関する施策・事業の実施状況をみると、すべての施策・事業がAまたはB評価となっており、平成25年はA評価が6割以上と多くなっています。

特に、防犯や交通安全、有害環境浄化対策など、子どもたちの安心・安全を守るための取り組みが、おおむねA評価となっていることがわかります。



### 第1節 子ども・子育ての基本理念

資料3を参照

### 第2節 基本的視点

資料3を参照

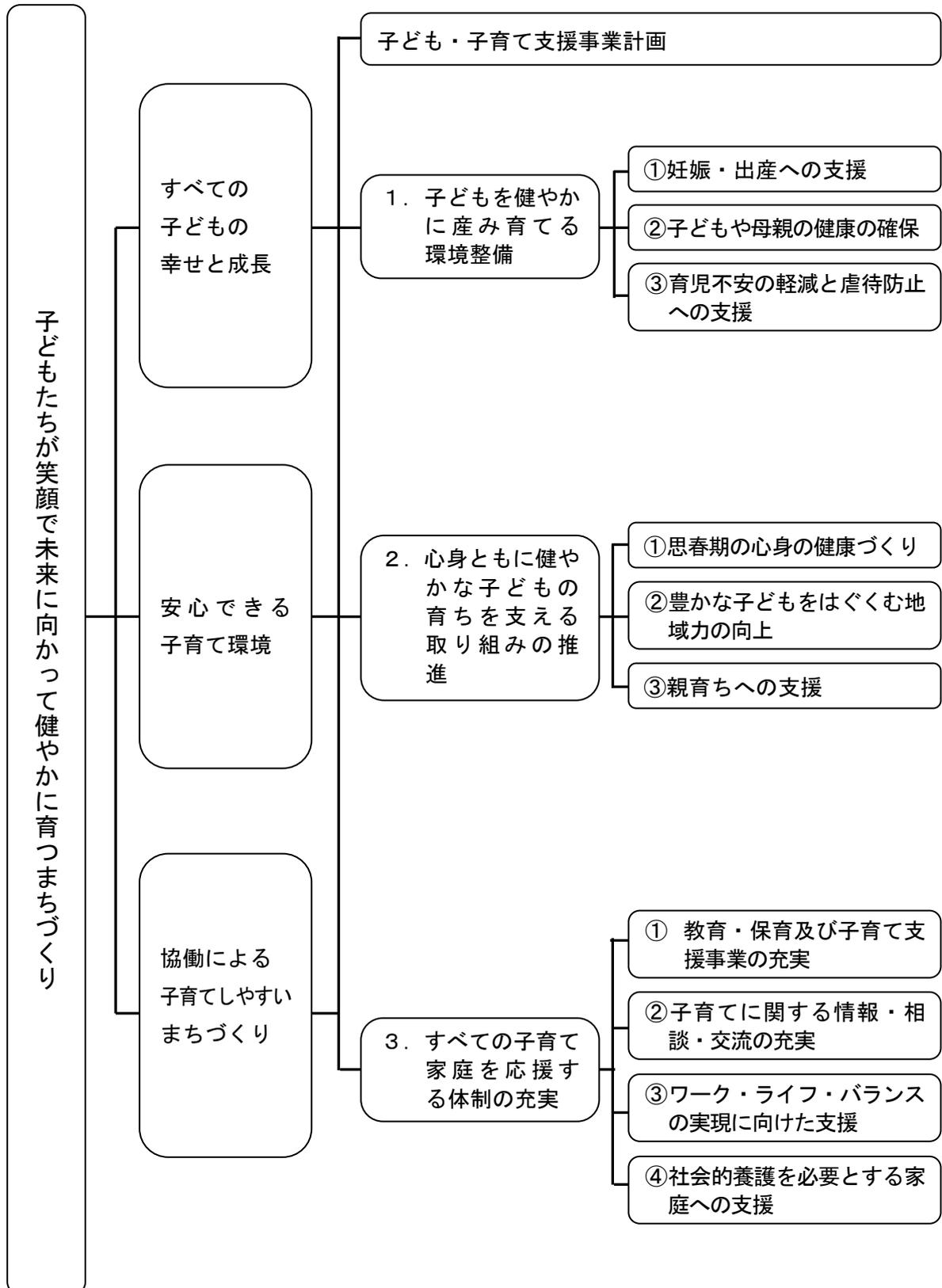
### 第3節 施策の体系

基本理念

基本的視点

基本施策

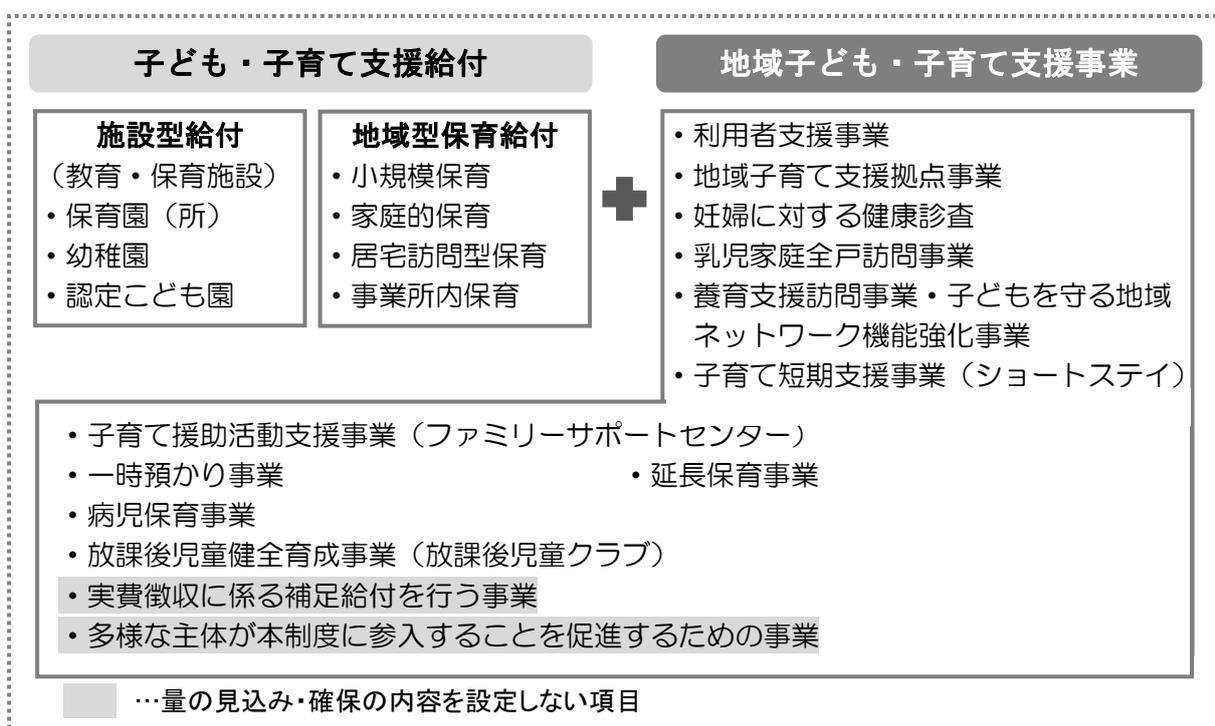
施策の方向



## 第1節 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。本章では、これらの事業の需要量の見込みや、その確保の方策について定めます。

### ■子ども・子育て支援制度の全体像



また、子ども・子育て支援制度の下では、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、子どもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、次の3区分にそれぞれ認定し、学校教育・保育を提供することとなります。

### ■認定区分と提供施設

認定区分	保育の必要性の有無	該当年齢	提供施設
1号	保育の必要性なし 幼児期の学校教育のみ	3 - 5歳	幼稚園、認定こども園
2号	保育の必要性あり	3 - 5歳	保育所、認定こども園
3号	保育の必要性あり	0 - 2歳	保育所、認定こども園、地域型保育事業

## 第2節 教育・保育の提供区域の設定

本計画では、アンケート調査結果をもとに、国の指針に沿って5年の計画期間（平成 27年度から平成 31年度）における、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定し、市の現状や将来的な事業提供の見込み等を踏まえたうえで、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めます。

国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」）」を定めることとなっています。また提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けられることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

本市では、児童人口の推計や市の保育・教育の現状分析、アンケート調査から算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、市全体を提供区域とした場合、需要量と供給量について現在の施設定員で十分な対応が可能であることから、本市では、市域全域を1つの提供区域として設定することとします。

なお、市域全体を1つの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ります。

### 第3節 学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

#### ■保育事業の量の見込み

単位(人)

全市	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込 (必要利用定員総数)	334	224	410	327	219	418	329	217	410
②確保の内容	認定こども園・ 保育所								
	地域型 保育事業								
②-①									

全市	平成30年度			平成31年度		
	2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込 (必要利用定員総数)	327	214	404	328	209	399
②確保の内容	認定こども園・ 保育所					
	地域型 保育事業					
②-①						

#### ■教育事業の量の見込み

単位(人)

全市	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込 (必要利用定員総数)	824	438	1,261	807	429	1,236	812	432	1,244
②確保の内容	幼稚園・ 認定こども園								
②-①									

全市	平成30年度			平成31年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込 (必要利用定員総数)	806	428	1,235	810	431	1,241
②確保の内容	幼稚園・ 認定こども園					
②-①						

提供体制、確保策の考え方

## 第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

### ①利用者支援事業

子ども・子育て新制度において新たに位置づけられた事業です。市民が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、利用希望者からの相談に応じて必要な情報提供やアドバイスを行うとともに、関係機関との連絡調整や情報集約を行います。

(単位:か所)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込					
②確保の内容					
②-①					

提供体制、確保策の考え方

### ②延長保育事業

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより通常の保育時間（11時間）を超える保育が必要な場合、保育所での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行う事業です。

(単位:人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	401	399	397	391	389
②確保の内容					
②-①					
実施か所数					

提供体制、確保策の考え方

### ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学生児童のうち、親が共働きである世帯や留守が多い世帯の小学生を対象に、児童館や学校の余裕教室、専用施設で、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。

(単位:人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	537	533	537	529	523
②確保の内容					
②-①					
実施か所数					

提供体制、確保策の考え方

### ④子育て短期支援事業

保護者が、疾病、疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設など保護が適切に行うことができる施設において、原則7日以内として養育・保護を行う事業です。

(単位:人日/年)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	5	5	5	5	5
②確保の内容					
②-①					
実施か所数					

提供体制、確保策の考え方

**⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、保健師、助産師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

(単位:人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込					
②確保の内容					
②-①					

提供体制、確保策の考え方

**⑥養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業**

児童虐待防止や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、保健師等が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談支援を行います。

また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性及び連携の強化等を行います。

(単位:人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込					
②確保の内容					
②-①					

提供体制、確保策の考え方

### ⑦地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターにおいて、子育ての相談や情報提供に応じたり、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援する事業です。

(単位:人回/月)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	2,463	2,476	2,439	2,403	2,365
②確保の内容					
②-①					
実施か所数					

提供体制、確保策の考え方

### ⑧一時預かり事業（預かり保育）

保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間において幼稚園その他の場所において一時的な預かりを行う事業です。

(幼稚園)

(単位:人日/年)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	120,729	118,348	119,092	118,200	118,795
②確保の内容					
②-①					
実施か所数					

(その他)

(単位:人日/年)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	15,674	15,641	15,499	15,302	15,154
②確保の内容					
②-①					
実施か所数					

提供体制、確保策の考え方

### ⑨病児・病後児保育事業

発熱等の急な病気となった児童（病児）や病気回復期の児童（病後児）が、教育・保育施設に通えなかったり、保護者による保育ができない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行います。

(単位:人日/年)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	928	921	917	907	902
②確保の内容					
②-①					
実施か所数					

提供体制、確保策の考え方

**⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）**

児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する者（依頼会員）と、支援を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

（単位：人日/週）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込	32	32	32	32	31
②確保の内容					
②-①					
実施か所数					

提供体制、確保策の考え方

**⑪妊婦健診事業**

妊娠している方に対して、妊婦健康診査を行います。

（単位：人）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込					
②確保の内容					
②-①					

提供体制、確保策の考え方



### 第1節 計画の推進に向けて

子育て家庭を地域全体で支援するにあたっては、行政だけでなく、市民や関係団体、企業等の多様な組織・機関が連携しながら、協働して取り組む必要があります。

そのため、広報紙やホームページ等を通じて、本計画で示した基本理念及び基本方針、各種取り組みについての周知啓発を行い、市民一人ひとりや地域における主体的な活動を促進し、子どもを産み育てやすく、子どもが健やかに育つ環境づくりを図ります。

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、庁内関係部署・課と関連機関や組織・団体等との連携強化を進めるとともに、子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設けるなど、総合的かつ計画的に取り組めます。

こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。

